



2019年2月19日  
全国港湾18 発第68号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三殿



### 事前協議違反に対する抗議のストライキ通告

2019年2月2日(土)、全国港湾、および沖縄地区港湾の繰り返しの事前協議申請を求め要請にもかかわらず、これを無視するかの如く、本船「はくおう(中城湾港/中津港に臨時就航)」が入港し、荷役を強行しました。全国港湾は、2月4日に事前協議制度違反の事実を報告し、事態の是正を申し入れました。しかしながら、今日に至るも何ら具体的な措置が講じられていません。

全国港湾は、事前協議制度が港湾労働者の雇用と就労を確保し、港湾運送秩序を維持するための、港運労使にとってきわめて重要な制度であると認識しています。したがって、事前協議違反という事態を看過すれば、制度それ自体の存亡が危ぶまれるものと憂慮する次第です。

私たちは、事前協議制度の一方の当事者である貴職が、こうした事前協議違反を看過すべきではないと考えます。なぜなら、事前協議制度は、港湾労働者の雇用と就労を確保し、作業の安全を担保するための労使の制度であり、日港協は、この労使協定を順守することが当然であると考えからです。

したがって、貴職が事前協議違反に対する是正措置をとり、労使協定を順守し、同制度の厳正なる運営を行うよう強く求め、以下のストライキ行動を実施することを通告します。

#### 記

#### 1. ストライキ日時及び規模

- (1) 2019年2月28日(木)始業時から、翌3月1日(金)始業時迄
- (2) 対象は、全港、全職種とする
- (3) ただし、離島(生活)航路・郵便貨物・新聞巻取り紙など公共的分野は除く。

#### 2. 行動内容は、就労拒否、および荷役阻止

3. なお、ストライキ実施にあたって、抜港、スト破りなど不当な行為があった場合は、直ちに、別途抗議行動を組織することを付記する。

以上